

奈良県暴力団排除条例施行規則をここに公布する。

平成23年6月24日

奈良県公安委員会

委員長 菊池 攻

奈良県公安委員会規則第6号

奈良県暴力団排除条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良県暴力団排除条例（平成23年3月奈良県条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(暴力団事務所の開設及び運営を禁止する区域の基準となる施設)

第2条 条例第12条第1項第11号に規定する公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 独立行政法人国立文化財機構法（平成11年法律第178号）第12条第1項第1号の規定により設置された博物館
- (2) 社会教育調査規則（昭和35年文部省令第11号）第3条第11号に規定する青少年教育施設

(調査の手続)

第3条 条例第20条の規定による説明又は資料の提出の要求は、説明・資料提出要求書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭による説明を求めることが適当であると認めるときは、同項の説明・資料提出要求書により当該口頭による説明の期日及び場所を指定するものとする。

3 条例第20条の規定により説明又は資料の提出を求められた者（以下「調査対象者」という。）は、前項に規定する場合で資料の提出を行わないときを除き、公安委員会に対し、説明・資料提出書（別記様式第2号）を提出するものとする。

4 公安委員会は、条例第20条の規定により説明又は資料の提出を求めるときは、説明・資料提出書の提出期限の日又は口頭による説明の期日までに相当な期間において行うものとする。

5 公安委員会は、調査対象者が提出期限までに説明・資料提出書の提出をせず、又は口頭による説明の期日に出頭しない場合は、説明又は資料の提出を拒んだものとして

取り扱うものとする。

(口頭による説明の聴取)

第4条 公安委員会は、前条第2項の規定により口頭による説明を求めるときは、警察本部長が指定する警察職員に当該説明を聴取させるものとする。

2 前条第2項の規定により口頭による説明を求められた調査対象者は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、説明期日等変更申出書(別記様式第3号)により口頭による説明の期日又は場所の変更を申し出ることができる。

3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、口頭による説明の期日又は場所を変更することができる。

4 公安委員会は、前項の規定により口頭による説明の期日若しくは場所の変更をしたとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で口頭による説明の期日若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を説明期日等決定通知書(別記様式第4号)により同項の調査対象者に通知しなければならない。

(勧告の方法)

第5条 条例第21条の規定による勧告は、勧告書(別記様式第5号)により行うものとする。

(公表の方法)

第6条 条例第22条第1項の規定による公表は、奈良県公報への登載及びインターネットの利用により行うものとする。

2 前項の公表の内容は、条例第22条第1項の規定により公安委員会が公表をしようとする者(以下「当事者」という。)の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに公表の原因となる事実とする。

(意見を述べる機会の付与)

第7条 公安委員会は、条例第22条第2項の規定により意見を述べる機会を付与するときは、当事者に対し、意見聴取通知書(別記様式第6号)により通知するものとする。

2 公安委員会は、前項に規定する場合において、口頭で意見を述べる機会(以下「意見陳述の機会」という。)を付与することが適当であると認めるときは、同項の意見聴取通知書により意見陳述の機会の期日及び場所を指定するものとする。

3 条例第22条第2項の規定により意見を述べる機会を付与された当事者は、前項に

規定する場合を除き、公安委員会に対し、申述書（別記様式第7号）を提出するものとする。

- 4 当事者は、意見を述べるに当たり、証拠資料提出書（別記様式第8号）により証拠資料を提出することができる。
- 5 公安委員会は、条例第22条第2項の規定により意見を述べる機会を付与するときは、申述書の提出期限の日又は意見陳述の機会の期日までに相当な期間をおいて行うものとする。
- 6 公安委員会は、当事者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、意見聴取公示送達書（別記様式第9号）を公安委員会の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知が当事者に到達したものとみなす。
- 7 公安委員会は、当事者（前項後段の規定により第1項の規定による通知が到達したとみなされる場合を含む。）が提出期限までに申述書の提出をせず、又は意見陳述の機会の期日に出頭しない場合は、意見がなかったものとして取り扱うものとする。
（意見陳述の機会）

第8条 公安委員会は、前条第2項の規定により意見陳述の機会を付与するときは、警察本部長が指定する警察職員に当該意見を聴取させるものとする。

- 2 前条第2項の規定により意見陳述の機会を付与された当事者は、病気その他のやむを得ない理由があるときは、公安委員会に対し、意見陳述期日等変更申出書（別記様式第10号）により意見陳述の機会の期日又は場所の変更を申し出ることができる。
- 3 公安委員会は、前項の規定による申出又は職権により、意見陳述の機会の期日又は場所を変更することができる。
- 4 公安委員会は、前項の規定により意見陳述の機会の期日若しくは場所の変更をしたとき、又は第2項の規定による申出を受けた場合で意見陳述の機会の期日若しくは場所の変更をしなかったときは、速やかにその旨を意見陳述期日等決定通知書（別記様式第11号）により同項の当事者に通知しなければならない。

（代理人の選任）

第9条 調査対象者又は当事者（以下「調査対象者等」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 代理人は、各自、調査対象者等のために、説明若しくは資料の提出又は意見の申述

に関する一切の行為を行うことができる。

3 調査対象者等は、代理人の資格について、代理人選任届出書（別記様式第12号）を公安委員会に提出して証明しなければならない。

4 調査対象者等は、第1項の規定により選任した代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（別記様式第13号）によりその旨を公安委員会に届け出なければならない。

（警察本部長への委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

（表）

第 号
年 月 日

殿

奈良県公安委員会 印

説 明 ・ 資 料 提 出 要 求 書

奈良県暴力団排除条例第 2 0 条の規定により、次のとおり説明又は資料の提出を求め
ます。

説明又は資料の提出 を 求 め る 理 由	
説明又は提出資料の内容	
説明又は資料の提出期限	年 月 日まで
備 考	
(説明事項) 説明又は資料の提出に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	

- 注 1 口頭による説明を求める場合は、その旨並びに出頭すべき期日及び場所を備考欄に記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

説明又は資料の提出に際しての注意事項

- 1 正当な理由がなく説明若しくは資料の提出を拒み、又は虚偽の説明若しくは資料の提出をしたときは、奈良県暴力団排除条例第22条第1項の規定により、奈良県公安委員会は、その旨を公表することがあります。
- 2 口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときを除き、奈良県公安委員会に対し、説明・資料提出書を提出してください。

なお、説明・資料提出書には、説明・資料提出要求書（この書面）の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに説明又は提出資料の内容を記載してください。
- 3 奈良県公安委員会が提出を求めた資料を保有していない場合は、その旨を説明・資料提出書の備考欄に記載し、これを提出してください。
- 4 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき又は口頭による説明の期日に出頭しないときは、奈良県公安委員会は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 5 口頭による説明を求められた場合であって、あなたに病気その他のやむを得ない理由があるときは、奈良県公安委員会に対し、説明期日等変更申出書により口頭による説明の期日又は場所の変更を申し出ることができます。
- 6 代理人を選任することができますので、代理人を選任するときは、説明・資料提出要求書（この書面）の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を奈良県公安委員会に提出してください。
- 7 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明の期日に出頭する場合は、説明・資料提出要求書（この書面）を持参してください。

別記様式第2号（第3条関係）

年 月 日

奈良県公安委員会 殿

住所

氏名

㊟

説 明 ・ 資 料 提 出 書

奈良県暴力団排除条例施行規則第3条第3項の規定により、次のとおり提出します。

説明・資料提出要求書の 番号及び日付	第 年 月 日 号
説明又は提出資料の内容	
備 考	

- 注 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 資料の提出をする場合は、この提出書とともに、資料となるべき書類又は物件を提出すること。
- 3 奈良県公安委員会が提出を求めた資料を保有していない場合は、その旨を備考欄に記載の上、この提出書を提出すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第3号（第4条関係）

年 月 日

奈良県公安委員会 殿

住所

氏名

印

説明期日等変更申出書

奈良県暴力団排除条例施行規則第4条第2項の規定により、次のとおり申し出ます。

説明・資料提出要求書の番号及び日付		第	年	月	日	号	日
申出事項		<input type="checkbox"/> 期日の変更 <input type="checkbox"/> 場所の変更					
申出内容	変更前	期日	年 月 日 時 分				
		場所					
	変更希望	期日	年 月 日 時 分				
		場所					
変更申出の理由							

注 1 申出事項欄は、該当の□内に✓印を付すこと。

なお、期日及び場所の変更を同時に申し出る場合は、両方の□内に✓印を付すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第4号（第4条関係）

第 号
年 月 日

殿

奈良県公安委員会 印

説明期日等決定通知書

次のとおり決定したので、奈良県暴力団排除条例施行規則第4条第4項の規定により通知します。

説明・資料提出要求書の番号及び日付	第 年 月 日 号
-------------------	-----------

説明の期日又は場所の変更決定

変更事項	変更前	期日	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	期日	年 月 日 時 分
		場所	

説明の期日又は場所の不変更決定

説明の期日又は場所を変更しない理由	
-------------------	--

- 注 1 該当する□内に✓印を付すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 号
年 月 日

殿

奈良県公安委員会 印

勸 告 書

奈良県暴力団排除条例第21条の規定により、次のとおり勸告します。

勸 告 の 内 容	
勸告の原因となる事実	
<p>(説明事項)</p> <p>正当な理由がなくこの勸告に従わなかったときは、奈良県暴力団排除条例第22条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。</p>	

- 注 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（表）

第 号
年 月 日

殿

奈良県公安委員会 団

意見聴取通知書

奈良県暴力団排除条例第22条第2項の規定により、次のとおり意見を述べる機会を付与しますので、奈良県暴力団排除条例施行規則第7条第1項の規定により通知します。

予想される公表の原因となる事実	
公表の根拠となる条例の条項	
申述書及び証拠の提出先	
申述書及び証拠の提出期限	年 月 日まで
備考	
(説明事項) 意見の申述に際しての注意事項は、裏面のとおりです。	

- 注 1 意見陳述の機会を付与する場合は、その旨並びに出頭すべき期日及び場所を備考欄に記載すること。
- 2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(裏)

意見の申述に際しての注意事項

1 口頭で意見を述べる機会（以下「意見陳述の機会」という。）が付与された場合を除き、奈良県公安委員会に対し、申述書を提出してください。

なお、申述書には、意見聴取通知書（この書面）の番号及び日付、あなたの住所及び氏名並びに公表の原因となる事実その他当該事案の内容についての意見を記載してください。

2 あなたは、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができますので、証拠資料があるときは、証拠資料提出書とともに、これを提出してください。

3 提出期限までに申述書の提出がないとき又は意見陳述の機会の期日に出頭しないときは、奈良県公安委員会は、意見がなかったものとして取り扱います。

4 意見陳述の機会が付与された場合であって、あなたに病気その他のやむを得ない理由があるときは、奈良県公安委員会に対し、意見陳述期日等変更申出書により意見陳述の機会の期日又は場所の変更を申し出ることができます。

5 代理人を選任することができますので、代理人を選任するときは、意見聴取通知書（この書面）の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の申述に関する一切の行為をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を奈良県公安委員会に提出してください。

6 あなた又はあなたの代理人が、意見陳述の機会の期日に出頭する場合は、意見聴取通知書（この書面）を持参してください。

別記様式第7号（第7条関係）

年 月 日

奈良県公安委員会 殿

住所

氏名

④

申 述 書

奈良県暴力団排除条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり提出します。

意見聴取通知書の番号及び日付	第 号 年 月 日
公表の原因となる事実 その他当該事案の内容 についての意見	
備 考	

注 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第 8 号（第 7 条関係）

年 月 日

奈良県公安委員会 殿

住所

氏名

⑩

証 拠 資 料 提 出 書

奈良県暴力団排除条例施行規則第 7 条第 4 項の規定により、次のとおり提出します。

意見聴取通知書の 番号及び日付	第 号 年 月 日
証 拠 資 料 の 内 容	
備 考	

- 注 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 2 この提出書とともに、証拠資料を提出すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

第 号
年 月 日

殿

奈良県公安委員会 団

意見聴取公示送達書

奈良県暴力団排除条例第22条第2項の規定により、次のとおり意見を述べる機会を付与しますので、奈良県暴力団排除条例施行規則第7条第6項の規定により公示します。

なお、奈良県暴力団排除条例施行規則第7条第1項に規定する意見聴取通知書は、次の場所で交付しますので、来訪の上、受領してください。

意見を述べる機会を付与される者の氏名	
公表の根拠となる条例の条項	
申述書及び証拠の提出期限又は出頭すべき期日	
申述書及び証拠の提出先又は出頭すべき場所	
意見聴取通知書の交付場所・この事務を担当する組織の所在地及び名称	
(説明事項) この掲示を始めた日から2週間を経過したときは、奈良県暴力団排除条例施行規則第7条第6項の規定により、同条第1項の規定による通知が意見を述べる機会を付与される者に到達したものとみなされます。	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第10号（第8条関係）

年 月 日

奈良県公安委員会 殿

住所

氏名

④

意見陳述期日等変更申出書

奈良県暴力団排除条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり申し出ます。

意見聴取通知書の 番号及び日付		第 年 月 日 号	
申出事項		<input type="checkbox"/> 期日の変更 <input type="checkbox"/> 場所の変更	
申出内容	変更前	期日	年 月 日 時 分
		場所	
	変更希望	期日	年 月 日 時 分
		場所	
変更申出の理由			

注 1 申出事項欄は、該当の□内に✓印を付すこと。

なお、期日及び場所の変更を同時に申し出る場合は、両方の□内に✓印を付すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

第 号
年 月 日

殿

奈良県公安委員会 印

意見陳述期日等決定通知書

次のとおり決定したので、奈良県暴力団排除条例施行規則第 8 条第 4 項の規定により通知します。

意見聴取通知書の 番号及び日付	第 年 月 日 号
--------------------	-----------

意見陳述の機会の期日又は場所の変更決定

変更事項	変更前	期日	年 月 日 時 分
		場所	
	変更後	期日	年 月 日 時 分
		場所	

意見陳述の機会の期日又は場所の不変更決定

意見陳述の機会の期日又は場所を変更しない理由	
------------------------	--

- 注 1 該当する□内に✓印を付すこと。
2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記様式第12号（第9条関係）

年 月 日

奈良県公安委員会 殿

住所

氏名

⑩

代理人選任届出書

私は、奈良県暴力団排除条例施行規則第9条第1項の規定により、次の者を代理人として選任し、
説明又は資料の提出
意見の申述
に関する一切の行為をすることを委任します。

説明・資料提出要求書 又は意見聴取通知書 の番号及び日付	第 年 月 日 号
代理人の住所	
代理人の氏名	
私と代理人の関係	

- 注 1 該当しない部分を二重線で消去すること。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記様式第13号（第9条関係）

年 月 日

奈良県公安委員会 殿

住所

氏名

㊟

代理人資格喪失届出書

私の代理人は、その資格を失ったので奈良県暴力団排除条例施行規則第9条第4項の規定により届け出ます。

説明・資料提出要求書 又は意見聴取通知書 の番号及び日付	第 年 月 日 号
代理人の住所	
代理人の氏名	
備考	

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。